



平成 26 年 11 月 14 日

各 位

会 社 名 日東エフシー株式会社
代表者名 代表取締役社長 渡邊 要
(コード番号 4033 東証・名証 第2部)
問合せ先 取締役総務本部長 倉知 保政
(TEL 052-661-4381)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 11 月 14 日開催の取締役会において、平成 26 年 12 月 19 日開催予定の第 63 回定時株主総会に、下記の通り定款の変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせします。

記

1. 定款一部変更の理由

- (1) 太陽光発電事業への参入に伴い、第 2 条（目的）において、事業目的の一部追加を行うものであります。なお、売電開始は当初予定の平成 27 年 1 月から変更はありません。
- (2) 社外取締役に適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため会社法第 427 条第 1 項の責任限定契約に関する規定に基づき、社外取締役との間で責任限定契約の締結を可能とする規定を新設するものであります。
なお、この規定の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) 上記規定の新設に伴い、条数繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙の通りであります。

3. 日程（予定）

| | |
|-----------------|----------------------|
| 定款変更のための株主総会開催日 | 平成 26 年 12 月 19 日（金） |
| 定款変更の効力発生日 | 平成 26 年 12 月 19 日（金） |

以上

(別紙)

(変更の部分には下線を付しております。)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|--|
| <p>第 1 章 総則</p> <p>第 1 条 (条文省略)</p> <p>(目的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1～11 (条文省略)</p> <p>12 (条文省略)</p> <p>第 3 条～第 17 条 (条文省略)</p> <p>第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>第 18 条～第 27 条 (条文省略)</p> <p>第 28 条～第 38 条 (条文省略)</p> | <p>第 1 章 総則</p> <p>第 1 条 (現行通り)</p> <p>(目的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1～11 (現行通り)</p> <p><u>12. 自然エネルギー等による発電事業及び電気の供給、販売等に関する業務</u> (追加)</p> <p><u>13</u> (現行 12 を繰下げ)</p> <p>第 3 条～第 17 条 (現行通り)</p> <p>第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>第 18 条～第 27 条 (現行通り)</p> <p><u>(社外取締役との責任限定契約)</u></p> <p>第 28 条 <u>当社は会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。</u> (追加)</p> <p>第 <u>29</u> 条～第 <u>39</u> 条 (現行第 28 条以下を繰下げ)</p> |